

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月7日
【事業年度】	第24期(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)
【会社名】	ファーマライズホールディングス株式会社
【英訳名】	Pharmarise Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 利美知
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号
【電話番号】	03-3362-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小高 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号
【電話番号】	03-3362-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小高 芳夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年8月31日に提出いたしました第24期（自平成21年6月1日至平成22年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

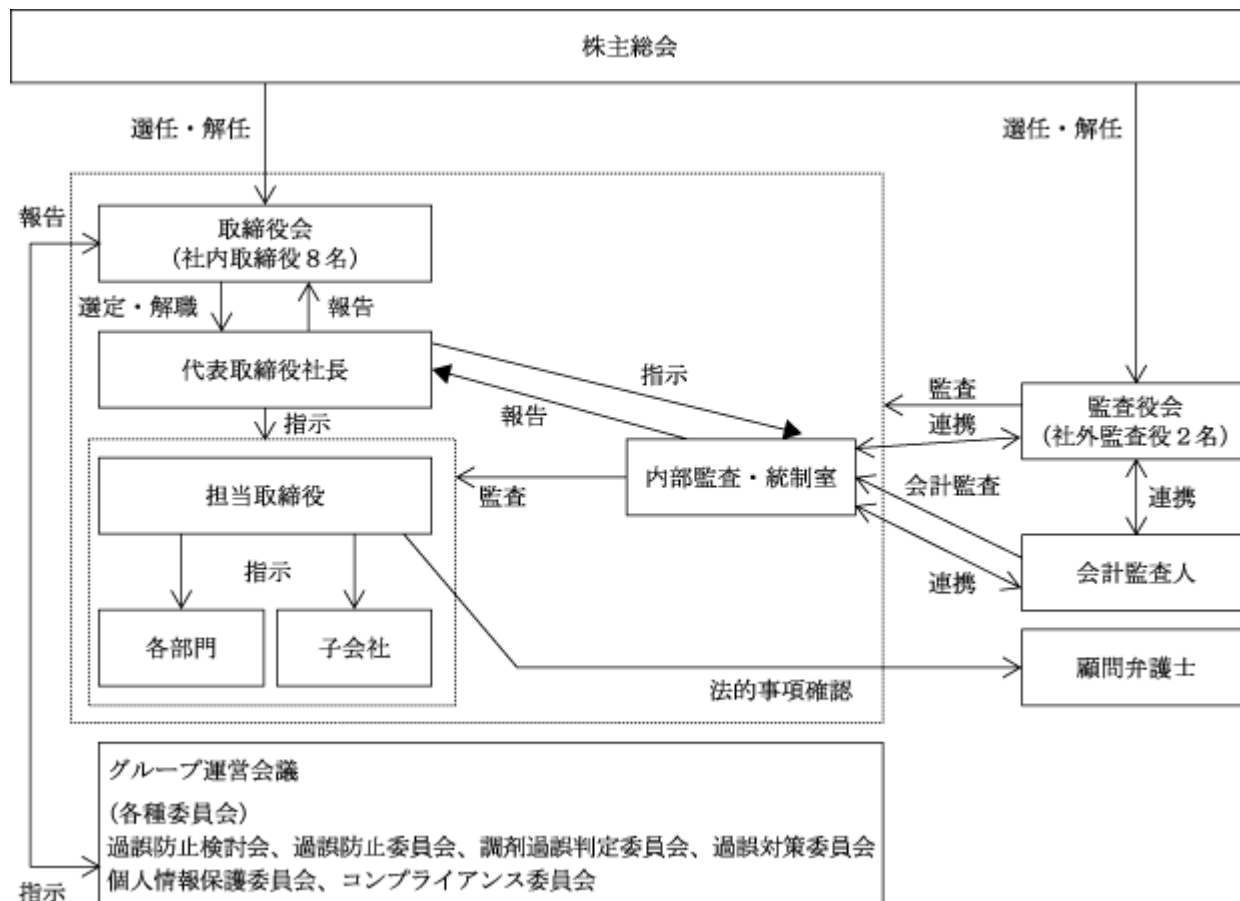
当社及び当社グループは調剤薬局事業や在宅医療への参加等により薬物療法を担って社会に貢献する企業として、コーポレート・ガバナンス体制の確立が重要な経営課題であると認識しております。法令遵守及び経営の健全性、透明性を高めることで社会的責任を果すことが使命と考え、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に積極的に取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当社の経営には高い専門性が求められるため、現状では社外取締役を選任していませんが、社外監査役（2名）が過半数を占める監査役会が会計監査人や内部監査・統制室と連携のうえ取締役の業務執行を監視することで、コーポレートガバナンス体制を確立しております。

ロ コーポレート・ガバナンス体制の模式図と機関の内容



a. 株主総会

株主総会は、当社の最高意思決定機関として所与の決議・承認を行う機関であると同時に、株主に対して経営の実体、方向性を具体的に開示、説明する場と認識しております。この認識に従い株主が適切に当社を理解できるよう運営しております。

b. 取締役会

取締役会は、常勤の取締役8名(社外取締役はおりません)で構成されており、毎月2回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、また当社及び子会社の業務執行に就いております。また非常勤も含めた監査役も必ず出席し意見を表明しております。

c. グループ運営会議

業務執行を効率的に行うため、取締役会の下部組織として各部門間で情報を交換し、また実務の方針、施策を検討する「グループ運営会議」を毎月第一月曜日に開催しております。これには主たる全部門長並びに担当取締役が参加して、直近の経営課題、改善策の進捗状況の確認、取締役会に付議する重要な執行案件等について審議をしております。

d. 監査役会

当社の監査役は現在3名で、その内2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、内2名が常勤監査役、1名が非常勤監査役であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担、監査計画に従い、取締役会やグループ運営会議、各種委員会への出席、部門監査等を行って、監査法人と連携して、取締役の業務執行の適法性、会社財産の保全・管理及び内部統制の有効性の検証を行っております。

e. 各種委員会の状況

調剤薬局事業では調剤過誤及び個人情報の漏洩が大きなりリスク要因となります。当社では、当該リスクに対するリスクマネジメント体制を強化するため、社内に次の委員会・検討会組織を設置し、最重要課題として取り組んでおります。

- ・ 「過誤防止検討会」

各店舗に過誤防止担当者をおいて店舗内にてインシデント情報に基づいた過誤防止対策の検討を月1回行い実践します。

- ・ 「過誤防止委員会」

各エリアより委員を選出して、インシデント事例の収集・分析から過誤防止対策の考案、各エリア内店舗への過誤防止に対する取り組みの啓蒙などを行います。委員会は月1回開催し、インシデントの発生状況とその原因、今後の防止策について取りまとめ、毎月の取締役会に報告しております。

・「調剤過誤判定委員会」

調剤過誤発生時において各店舗から報告されるリスクレベルの検証を行います。ハイレベルの調剤過誤で対応が必要な場合は、即刻「過誤対策委員会」が設置されます。

・「過誤対策委員会」

重大な調剤過誤により健康被害が発生した場合等において設置し、患者や医療機関などに対する対応方法を決定します。

・「個人情報保護委員会」

当社では情報漏洩リスク回避のため「個人情報保護規程」により取締役を担当役員とする「個人情報保護委員会」を設置しております。

・「コンプライアンス委員会」

経営陣を含めたグループ全社において総括的なコンプライアンス体系に対する認識を高めるために、コンプライアンスマニュアルの策定と運用、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動等を行っております。

Ⅷ 内部監査及び監査役監査の状況

社長直属の組織として、内部監査・統制室を設置し、室長1名、室員1名の計2名で法令規制及び社内ルールの遵守、業務の効率性など内部統制の機能検証に当たっております。

監査役会及び監査法人とは、定期的に打合せを行うなど相互に連携をとりながら効果的に監査を行うよう、意見の交換、指摘事項の改善状況の確認を行っております。

また内部監査・統制室では、個人情報保護委員会をはじめとした各種委員会の状況や機能についての監査を行う他、内部監査・統制室内にコンプライアンスに関する受付窓口を設け、その対応に当たっております。

なお、常勤監査役地搦幹夫は銀行の経歴が長く、財務・会計の観点から事業会社の実務に精通しております。また、監査役佐藤勝は公認会計士であり、財務・会計に関する高い専門性を有しております。

Ⅸ 会計監査の状況

会計監査業務は、優成監査法人と監査契約を締結し、当該監査を受けております。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 渡邊 芳樹(継続監査年数4年)

業務執行社員 鶴見 寛(継続監査年数4年)

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等9名であります。

Ⅹ 弁護士等その他の第三者の状況

当社は2つの法律事務所と顧問契約を締結しており、また専門分野に応じてその他の弁護士からもアドバイスを受けております。またその他税務や労務等専門分野に関しては、随時専門家に相談する体制を構築しております。

Ⅺ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社の監査役3名のうち2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお当社と社外監査役地搦幹夫氏及び佐藤勝氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役地搦幹夫は金融機関等における長年の経験及び見識から、企業経営の健全性を確保するための助言を受けるために選任しております。社外監査役佐藤勝は、公認会計士であり財務・会計の専門家の立場から適切な助言を受けるために選任しております。なお、当社との特別な利害関係のない独立役員として社外監査役地搦幹夫を選任し、取締役の業務執行や会社のコンプライアンス問題等を日常業務レベルで監視する体制をとっております。

また、社外監査役は、会計監査人及び内部監査・統制室と相互に連携を取りながら効果的な監査を行えるよう、意見の交換や指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

Ⅻ 取締役会の選任の決議要件及び取締役の定数

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

壬 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議要件の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に行うことを目的としております。

リ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

(a) 自己株式の取得に関する要件

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(b) 中間配当

当社は、取締役会の決議により毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または、記録された株主または登録株主質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としております。

(c) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第423条第1項の規定により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）に対する損害賠償責任について、法令に定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を發揮できることを目的としております。

ル リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、調剤薬局として、重要な「調剤過誤」と「個人情報保護」に関し、それぞれ委員会組織を設け、取締役をその責任者に任命して、普段より対応の管理体制の充実に努め、また事故が発生した場合には、委員会が緊急連絡体制に従って迅速かつ適切な対応ができるよう組織化しております。

店舗開発については、開発時に収支とキャッシュ・フローベースの事業収支計画を策定して、その採算性を検証しております。また開発に際し、仲介業者等と取引する場合には、営業部規程、取引先管理要領、反社会的勢力対策マニュアルに従い、属性調査を実施して、反社会的勢力の接触を厳然と排除しております。

― 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	108,942	108,942			7
監査役(社外監 査役を除く)	4,800	4,800			1
社外役員	6,000	6,000			2

(注)上記支給額のほか、平成21年8月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年5月26日開催の取締役会において承認された役員退職慰労金を退任取締役1名に対し17,300千円支給しております。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、年額5億円以内(ただし、使用人部分は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、年額500万円以内と決議いただいております。

― 株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 11銘柄

貸借対照表計上額 67,409千円

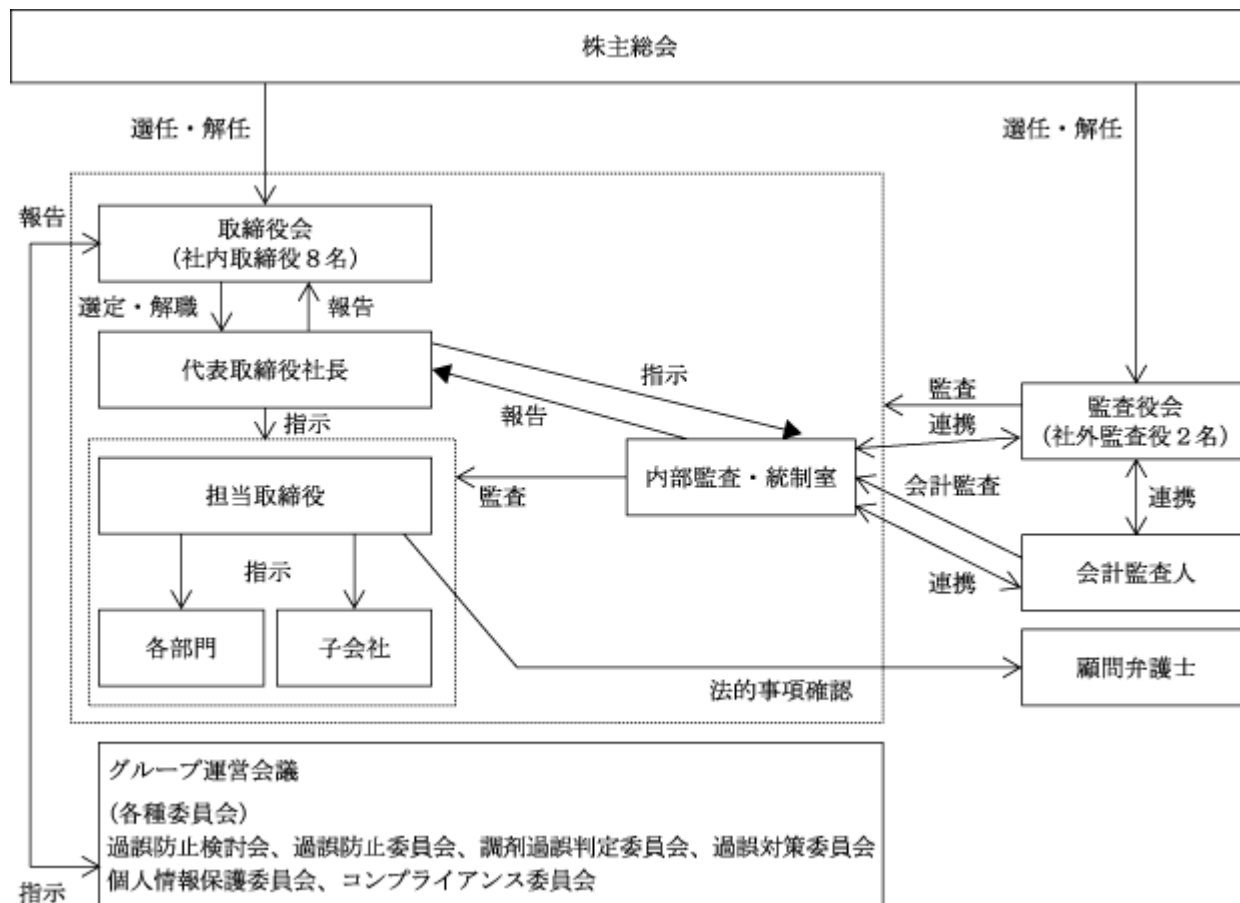
ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(非上場株式を除く)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)エービーシーマート	8,000	25,640	取引関係等の円滑化のため
(株)コーセー	4,215	9,159	取引関係等の円滑化のため
日本電信電話(株)	1,000	3,685	取引関係等の円滑化のため
キャノンマシナリー(株)	1,000	1,962	取引関係等の円滑化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,840	1,693	取引関係等の円滑化のため
住友金属鉱山(株)	1,000	1,295	取引関係等の円滑化のため
(株)富士通ビー・エス・シー	1,000	736	取引関係等の円滑化のため
川崎重工業(株)	2,000	526	取引関係等の円滑化のため

(訂正後)

企業統治の体制の概要

当社の経営には高い専門性が求められるため、現状では社外取締役を選任していませんが、社外監査役(2名)が過半数を占める監査役会が会計監査人や内部監査・統制室と連携のうえ取締役の業務執行を監視することで、コーポレートガバナンス体制を確立しております。



イ 株主総会

株主総会は、当社の最高意思決定機関として所与の決議・承認を行う機関であると同時に、株主に対して経営の実体、方向性を具体的に開示、説明する場と認識しております。この認識に従い株主が適切に当社を理解できるよう運営しております。

ロ 取締役会

取締役会は、常勤の取締役 8 名(社外取締役はおりません)で構成されており、毎月 2 回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は当社の取締役会規程に基づき、経営方針、経営戦略、事業計画や組織、人事等の重要事項を審議決定し、また当社及び子会社の業務執行に就いております。また非常勤も含めた監査役も必ず出席し意見を表明しております。

ハ グループ運営会議

業務執行を効率的に行うため、取締役会の下部組織として各部門間で情報を交換し、また実務の方針、施策を検討する「グループ運営会議」を毎月第一月曜日に開催しております。これには主たる全部門長並びに担当取締役が参加して、直近の経営課題、改善策の進捗状況の確認、取締役会に付議する重要な執行案件等について審議しております。

二 監査役会

当社の監査役は現在 3 名で、その内 2 名が会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であり、内 2 名が常勤監査役、1 名が非常勤監査役であります。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担、監査計画に従い、取締役会やグループ運営会議、各種委員会への出席、部門監査等を行って、監査法人と連携して、取締役の業務執行の適法性、会社財産の保全・管理及び内部統制の有効性の検証を行っております。

ホ 各種委員会の状況

調剤薬局事業では調剤過誤及び個人情報の漏洩が大きなリスク要因となります。当社では、当該リスクに対するリスクマネジメント体制を強化するため、社内に次の委員会・検討会組織を設置し、最重要課題として取り組んでおります。

- ・ 「過誤防止検討会」
 各店舗に過誤防止担当者をおいて店舗内にてインシデント情報に基づいた過誤防止対策の検討を月 1 回行い実践します。
- ・ 「過誤防止委員会」
 各エリアより委員を選出して、インシデント事例の収集・分析から過誤防止対策の考案、各エリア内店舗

への過誤防止に対する取り組みの啓蒙などを行います。委員会は月1回開催し、インシデントの発生状況とその原因、今後の防止策について取りまとめ、毎月の取締役会に報告しております。

- ・「調剤過誤判定委員会」
調剤過誤発生時において各店舗から報告されるリスクレベルの検証を行います。ハイレベルの調剤過誤で対応が必要な場合は、即刻「過誤対策委員会」が設置されます。
- ・「過誤対策委員会」
重大な調剤過誤により健康被害が発生した場合等において設置し、患者や医療機関などに対する対応方法を決定します。
- ・「個人情報保護委員会」
当社では情報漏洩リスク回避のため「個人情報保護規程」により取締役を担当役員とする「個人情報保護委員会」を設置しております。
- ・「コンプライアンス委員会」
経営陣を含めたグループ全社において総括的なコンプライアンス体系に対する認識を高めるために、コンプライアンスマニュアルの策定と運用、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動等を行っております。

△ 弁護士等その他の第三者の状況

当社は2つの法律事務所と顧問契約を締結しており、また専門分野に応じてその他の弁護士からもアドバイスを受けております。またその他税務や労務等専門分野に関しては、随時専門家に相談する体制を構築しております。

企業統治の体制を採用する理由

当社及び当社グループは調剤薬局事業や在宅医療への参加等により薬物療法を担って社会に貢献する企業として、コーポレート・ガバナンス体制の確立が重要な経営課題であると認識しております。法令遵守及び経営の健全性、透明性を高めることで社会的責任を果すことが使命と考え、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に積極的に取り組んでおります。

その他企業統治に関する事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの内部統制システムの構築、整備は最重要事項の一つとして認識しており、社内規程、ルールの遵守を徹底し、内部監査・統制室を設置する等して内部統制のモニタリングの強化にも努めております。なお当社は会社法に基づき、内部統制整備のための内部統制基本方針を定めております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、調剤薬局として、重要な「調剤過誤」と「個人情報保護」に関し、それぞれ委員会組織を設け、取締役をその責任者に任命して、普段より対応の管理体制の充実に努め、また事故が発生した場合には、委員会が緊急連絡体制に従って迅速かつ適切な対応ができるよう組織化しております。

店舗開発については、開発時に収支とキャッシュ・フローベースの事業収支計画を策定して、その採算性を検証しております。また開発に際し、仲介業者等と取引する場合には、営業部規程、取引先管理要領、反社会的勢力対策マニュアルに従い、属性調査を実施して、反社会的勢力の接触を厳然と排除しております。

内部監査及び監査役監査の状況

社長直属の組織として、内部監査・統制室を設置し、室長1名、室員1名の計2名で法令規制及び社内ルールの遵守、業務の効率性など内部統制の機能検証に当たっております。

監査役会及び監査法人とは、定期的に打合せを行うなど相互に連携をとりながら効果的に監査を行うよう、意見の交換、指摘事項の改善状況の確認を行っております。

また内部監査・統制室では、個人情報保護委員会をはじめとした各種委員会の状況や機能についての監査を行う他、内部監査・統制室内にコンプライアンスに関する受付窓口を設け、その対応に当たっております。

なお、常勤監査役地搦幹夫は銀行の経歴が長く、財務・会計の観点から事業会社の実務に精通しております。また、監査役佐藤勝は公認会計士であり、財務・会計に関する高い専門性を有しております。

会計監査の状況

会計監査業務は、優成監査法人と監査契約を締結し、当該監査を受けております。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 渡邊 芳樹(継続監査年数4年)

業務執行社員 鶴見 寛（継続監査年数4年）

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等9名であります。

― 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社の監査役3名のうち2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお当社と社外監査役地搦幹夫氏及び佐藤勝氏の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役地搦幹夫は金融機関等における長年の経験及び見識から、企業経営の健全性を確保するための助言を受けるために選任しております。社外監査役佐藤勝は、公認会計士であり財務・会計の専門家の立場から適切な助言を受けるために選任しております。なお、当社との特別な利害関係のない独立役員として社外監査役地搦幹夫を選任し、取締役の業務執行や会社のコンプライアンス問題等を日常業務レベルで監視する体制をとっており、上記の通り監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで、経営の監視機能を十分に果たしていると考えております。

また、社外監査役は、会計監査人及び内部監査・統制室と相互に連携を取りながら効果的な監査を行えるよう、意見の交換や指摘事項の改善状況の確認等を行っております。

― 取締役会の選任の決議要件及び取締役の定数

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

― 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議要件の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に行うことを目的としております。

― 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ 自己株式の取得に関する要件

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、取締役会の決議により毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的としております。

ハ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第423条第1項の規定により取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）に対する損害賠償責任について、法令に定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を發揮できることを目的としております。

― 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	108,942	108,942			7
監査役(社外監 査役を除く)	4,800	4,800			1
社外役員	6,000	6,000			2

(注)上記支給額のほか、平成21年8月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年5月26日開催の取締役会において承認された役員退職慰労金を退任取締役1名に対し17,300千円支給しております。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、年額5億円以内(ただし、使用人部分は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成18年8月5日開催の第20期定時株主総会において、年額500万円以内と決議いただいております。

― 株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 11銘柄

貸借対照表計上額 67,409千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(非上場株式を除く)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)エービーシーマート	8,000	25,640	取引関係等の円滑化のため
(株)コーセー	4,215	9,159	取引関係等の円滑化のため
日本電信電話(株)	1,000	3,685	取引関係等の円滑化のため
キャノンマシナリー(株)	1,000	1,962	取引関係等の円滑化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,840	1,693	取引関係等の円滑化のため
住友金属鉱山(株)	1,000	1,295	取引関係等の円滑化のため
(株)富士通ビー・エス・シー	1,000	736	取引関係等の円滑化のため
川崎重工業(株)	2,000	526	取引関係等の円滑化のため